

富田林市育児ヘルパー事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、富田林市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年富田林市要綱第26号。以下「要綱」という。）に基づく、育児ヘルパー事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象）

第2条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、要綱第3条第4号に規定する対象家庭のうち、本市内に住民登録を有し、居住する世帯であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 出産前後の心身の負担により、家事又は育児が困難であり、かつ、親族等の支援を受けることができない世帯

（2） 多胎児の出産により、家事又は育児が困難である世帯

2 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力その他特別な事情があると市長が認めたときは、対象世帯とすることができる。

（事業の実施方法）

第3条 事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する指定訪問介護事業所又は同等のサービスが提供できる事業者であって、市長が事業を実施する能力を有すると認めるものに対して委託し、当該事業所（以下「受託事業者」という。）から要綱第5条第2号に規定するヘルパー（以下「支援員」という。）を派遣することにより実施する。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食事の準備及び後片づけ
- （2） 居室の掃除及び整理整頓
- （3） 衣類の洗濯、補修等
- （4） 生活必需品の買い物
- （5） 授乳の準備及びサポート
- （6） 沐浴補助
- （7） おむつ交換
- （8） 兄弟の遊び相手などの世話
- （9） 保育所等への送迎の付添い（保護者同伴の場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、家事又は育児について日常的に行う必要がある者の支援

2 第1項に規定する内容を基本に、家庭の状況に合わせて次に掲げる内容を包括的に実施する。

(1) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言

(2) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(3) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告
(利用条件)

第5条 事業の利用条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業を利用できる日は、富田林市の休日に関する条例（平成2年条例第30号）第2条に規定する本市の休日以外の日とする。

(2) 事業を利用できる時間は、午前9時から午後5時30分までの間の2時間以内とし、1時間を単位とする。

(3) 事業を利用できる期間は、妊娠届出書を提出した日から出産日の翌日から起算して12か月に達する日までとする。

(4) 事業を利用できる回数は、20回を限度とする。ただし、多胎児を妊娠又は出産した場合は、40回を限度とする。

(5) 事業の実施場所は、対象世帯の自宅とし、生活必需品の買い物等にあつては、自宅を起点とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項各号の利用条件を変更することができる。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の利用を希望する日の2週間前（市役所閉庁日を除く。）までに育児ヘルパー事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。

(利用の承認)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、速やかに事業の利用の可否について決定し、育児ヘルパー事業利用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、不承認とする場合は、その理由を添えて申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、申請内容について受託事業者に情報を提供するものとする。

3 事業の利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、

利用希望日時等を当該利用希望日の1週間前の日（当該日が市役所閉庁日の場合は、その前日とする。）の午後5時までに受託事業者に連絡し、詳細について取り決めるものとする。

（変更の届出等）

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、育児ヘルパー事業利用内容変更・中止届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 住所又は氏名を変更したとき。

（2） 世帯の構成に変更があったとき。

（3） 第2条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、事業の利用ができなくなった又は事業の利用を要しなくなったとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、内容を審査し、当該届出を行った利用者に係る事業の中止又は変更を行った上で、育児ヘルパー事業利用内容変更・中止承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、その内容を受託事業者へ情報提供することができる。

4 市長は、事業を変更又は中止するときは、当該利用日の3日前（当該日が市役所閉庁日の場合は、その前日とする。）の午後5時までに受託事業者へ連絡し、詳細について取り決めるものとする。

（利用料）

第9条 利用者は、支援員の訪問を受けた場合は、事業の実施に要した費用の一部として、別表1に定める区分に応じ、利用者負担額を受託事業者へ支払うものとする。

2 利用者は、別表1に定めるもののほか、支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際の実費、移動のための交通費等を必要とする場合は、実費相当額を受託事業者へ支払うものとする。

（利用決定の取消し等）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の利用を停止又は取消しをすることができるものとする。

（1） 第2条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき。

（3） 正当な理由なく、支援員の派遣が中止となる事態が発生したとき。

（4） 対象世帯に伝染性の疾病にかかった者がおり、感染のおそれ

があるとき。

(5) 前条に規定する利用者負担額又は実費相当額を滞納したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業を承認又は継続することが不適当であると市長が認めたとき。

2 前項の通知は、育児ヘルパー事業利用停止・取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の事業の利用の停止又は取消しをしたときは、その内容を受託事業者に情報提供をすることができる。

（支援員の要件）

第11条 支援員は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 子育てに関する事業に従事した経験のある者のうち、保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援士（一種・二種）、介護保険法に定める介護福祉士その他政令で定める資格を有するもの

(2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者

(3) 要綱第6条に規定する研修を修了した者。

（事業実施責任者の確保）

第12条 受託事業者は、利用者からの相談に応じることができる事業実施責任者を置かなければならない。

2 事業実施責任者は、前条第1号に規定する資格を有する者とする。

（報告）

第13条 受託事業者は、事業を実施したときは、事業を実施した日の属する月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、利用者から利用日当日に取消しの申出を受け、市長がやむを得ないと認める場合は、事業を実施しなかった日の報告も含めるものとする。

3 市長は、前2項の報告を受けたときは、受託事業者に対して、1件当たり2,400円の負担額を支払うものとする。

（秘密の保持）

第14条 事業に関わる者は、事業実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富田林市育児ヘルパー事業実施要領第5条第1項の規定は、平成28年度及び平成29年度に第7条の規定に基づく利用承認を受けた者についても適用する。この場合において、同項第3号中「4か月」とあるのは「8か月」と、「8か月」とあるのは「12か月」と、同項第4号中「10回」とあるのは「20回」と、「20回」とあるのは「40回」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の富田林市育児ヘルパー事業実施要領（以下「改正後要領」という。）の規定は、令和4年度以前に第7条の規定に基づく利用承認を受けた者についても適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月12日から施行する。

別表1（第9条関係）

1時間当たりの利用者負担額

区 分	利用者負担額	
	Aに該当する利用者	Bに該当する利用者
市町村民税課税世帯	250円	300円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
生活保護受給世帯	0円	0円

(備考)

- 1 「Aに該当する利用者」とは、令和４年度以前に育児ヘルパー事業を利用したことがある者をいう。
- 2 「Bに該当する利用者」とは、令和４年度以前に育児ヘルパー事業を一度も利用したことがない者をいう。
- 3 市町村民税課税世帯の判定については、申請日が４月及び５月のときは前年度分の、申請日が６月から３月までのときは当該年度分の市町村民税の額による。